



時間に余裕 心にゆとり ルールを守って安全運転

陸災防「令和2年度 安全衛生標語」交通部門優秀作品

○「令和3年度 安全衛生標語」募集中です！応募方法は当誌11ページまたは[こちら](http://www.rikusai.or.jp)をご覧ください



（題字 初代会長 金丸富夫）

令和3年3月 No.621

発行所 陸上貨物運送事業労働災害防止協会
〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番2号
安全衛生総合会館内 ☎03-3455-3857代表
<http://www.rikusai.or.jp>
(印刷物による年間購読料3,600円(10%税込))

- | | |
|-----------------------------------|--|
| ○ わが社の災防活動 額賀運輸 …………… (1)～(2) | ○ 小企業無災害記録表彰 …………… (16) |
| ○ 陸災防労働災害事例生成ツールのご案内 (3)～(7) | ○ 中災防 ストレスチェックサービスなら中災防！ (16) |
| ○ 第36回全国フォークリフト運転競技大会実施要綱 (8)～(9) | ○ 令和3年春の全国交通安全運動について …… (16) |
| ○ 北海道支部が「安全管理者選任時研修」を開催 (10) | ○ 災害事例とその対策(荷主庭先) …………… (17) |
| ○ 愛媛県支部が「荷役災害防止強化月間」を実施 (10) | ○ 労働災害発生状況(令和2年速報) …………… (18) |
| ○ 「安全衛生標語」を募集中です！ …………… (11) | ○ 労働災害発生状況(令和3年速報) …………… (19) |
| ○ 連載 マコモコ博士のメンタルヘルス2021 (12)～(13) | ○ 陸運業 死亡災害の概要(令和3年1月) …… (19) |
| ○ 連載 やさしく解説「労働安全衛生法」…………… (14) | ○ [厚労省]「トラック運転者の長時間労働改善に向け
たポータルサイト」に新コンテンツ追加 …… (20) |
| ○ 連載 解説!「労働災害の『事故の型』」…………… (15) | |



令和2年度安全衛生表彰「優良賞」受賞事業場

安全はプロドライバーとしての社会的使命

額賀運輸有限会社（茨城県支部）

はじめに

このたびは、令和2年度安全衛生表彰において「優良賞」という栄誉をいただき、誠にありがとうございました。これもひとえに陸上貨物運送事業労働災害防止協会様、茨城県トラック協会様、並びに各関係会社様のご支援、ご指導によるものと深く感謝いたします。

弊社は、昭和52年に設立し、関東は茨城県の南部行方市を拠点に、大型トレーラーを主に、近隣の鹿嶋市、神栖市にまたがる鹿島臨海工業地域、関東圏はもとより東北地域から関西地域までを輸送地域としております。



1 安全への取組

【安全スローガンの設定】

「私は絶対事故を起こしません」をスローガンに日々取り組んでおります。



【社内安全会議】

基本として月の第一土曜日を開催日とし、一般的ではありますが指導及び監督を行っています。

【荷主との会議】

数社との取引がありますが各社、年に3度ほどの安全会議、訪問指導等をもって過重労働、交通事故、労災事故等の起こらない職場を目指しております。



荷主との会議

〔安全教育の実施〕

車両の後退時の死角の検証と操作テクニックの意見交換を行っております。

〔フォークリフト作業について〕

有資格者もおりますが、集荷作業、納品時におけるフォークリフト作業は基本的には行いません。

〔交通労働災害防止活動〕

タイトルにも掲げてありますが、「プロドライバー」であることの認識を強く持つことにより、車社会全体の模範となることが、交通事故は勿論のこと作業中の労働災害防止に繋がっていくと思います。

2 労働衛生への取組

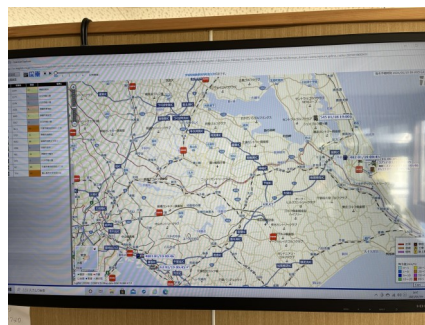
〔熱中症・新型コロナウイルス感染症対策〕

熱中症予防として、送風機付きの上着を配布しました。

感染症対策としては、マスク、除菌スプレーを配布し、出先ではパーキング、サービスエリア、コンビニ等の使用時の注意喚起をいたしました。

〔過重労働対策〕

弊社といたしましては、全車両にデジタルタコグラフを装着しております。GPSの機能を活かし、運行が適切に行われているか随時把握することで拘束時間、速度の超過、連続運転、休憩時間等のチェックを行い、厳守されていない場合はその都度指導等を行っております。



GPSを活用して拘束時間の管理

〔健康診断、有所見者への対応〕

年に2回健康診断を受診し、健康診断結果報告書を通じ、所見の結果をもとに自己の健康状態を把握してもらっています。有所見者に対しては再診の結果を提出してもらっております。

3 その他の取組内容

毎年、社員全体、家族を含めてのバーベキュー会や球技大会を行っております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で全面的に中止となってしまいました。早急にコロナ禍が収束し、また開催できることを祈っております。

結びに

このたびの令和2年度安全衛生表彰における「優良賞」をいただいたことを機に、更に社員全員「プロドライバー」として日々精進してまいります。

今後とも、陸上貨物運送事業労働災害防止協会様、茨城県トラック協会様とご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

【労働災害防止活動支援ツールのご案内（4月1日から運用開始！）】 「陸災防労働災害事例生成ツール」のご案内



陸災防では、自社の作業環境や災害事例等を容易に取り込み、安全教育用の素材として生成できる「陸災防労働災害事例生成ツール」（使用料無料）を開発しました。

本ツールは、職場の安全教育における災害事例、リスクアセスメントシート等として、幅広く活用することができます。

本ツールには、陸災防ホームページのトップページ又は「安全衛生管理・対策」内にある「陸災防労働災害事例生成ツール」のリンクからアクセスできます。

本ツールは令和3年4月1日より運用を開始しますが、利用には事前登録が必要です。登録受付を3月29日以降開始します。

なお、3月中旬より、当協会本部ホームページにて、本ツールのPR動画及び取扱説明書がご覧いただけますのでご活用ください。

【登録方法について】

最初にアカウントを登録してください。新規のアカウント登録は、ログイン画面右下の「アカウントの登録依頼はこちら」にアクセスし、登録事項をコピー＆ペーストし全ての項目を記入した上で、メールを送信してください。

3月29日以降のメール送信の宛先：saigai-jirei.registration@rikusai.or.jp

陸災防での登録後、後ほど、登録完了のメールが届きます。登録したログインID、パスワードでログインしてください。

【陸災防労働災害事例生成ツールの機能について】

この災害事例生成ツールは、

- (1) 過去に起こった災害の「災害事例閲覧※」「新規登録」
- (2) 今後予見される災害の「リスクアセスメント例閲覧※」「新規登録」

に分かれています。

※当協会の会員（賛助会員含む）は、共有化された「災害事例」、「リスクアセスメント例」の閲覧が可能です。非会員は、自ら作成、登録した事例のみ閲覧可能です。

【災害事例閲覧画面】

登録番号	発生日付 ▼	事例タイトル	登録者(氏名)	作業場所	作業内容	起因物
9	2020/10/21	蛍光灯の入れ替え作業中、脚立から転落 共有	木下健太郎	構内 - 自社 - 屋内 - その他	その他作業 - 事務作業	脚立
12	2020/10/14	倒れたロールボックス/パレットに挟まり負傷 共有	木下健太郎	構内 - 発荷主 - 屋内 - 倉庫	荷役作業 - ロールボックス/パレット（カゴ車）を引く	ロールボックス/パレット
28	2020/08/13	トラック（粉粒体運搬車）のタンク上から墜落 共有	田畑 裕司	構内 - 発荷主 - 屋内 - その他	荷役作業 - 荷の積み込み中	トラック
6	2020/04/16	育苗運搬用台車の飛来落下による災害 共有	中尾 陽	構内 - 着荷主 - 屋外 - 通路	荷役作業 - 荷の取卸し中	育苗運搬用台車（苗搭載）

災害事例閲覧画面では、災害事例ごとに事例タイトル、作業場所、作業内容、起因物を一覧で見ることができ、事例タイトルをクリックすると、災害事例の内容を確認することができます。

【災害事例の内容画面】

倒れたロールボックスパレットに挟まり負傷 共有

事例再現

印刷

編集

削除

登録者(氏名) : 木下健太郎

災害の発生日時	2020/10/14 18:00
作業場所	橋内 - 発荷主 - 屋内 - 倉庫
作業内容	荷役作業 - ロールボックスパレット（カゴ車）を引く
事故の型	はさまれ巻き込まれ
災害の起因物	ロールボックスパレット
被災の程度（見込みを含む）	倒れたロールボックス（300kg）の下敷きとなり、手と膝の骨折。休業2か月の重傷。

災害の発生状況

トラックからロールボックスパレット（RBP）の荷を卸し、倉庫の所定の場所に移動していたところ、RBPのキャスターが段差につまづき、転倒。被災者がその下敷きとなったもの。

災害の原因

通行経路に段差があることを把握していなかったこと。
引き作業で、段差に気づけなかったこと。

再発防止対策

通行経路を確認し、段差を避ける通行経路を確保する。
どうしても段差の通行が発生する場合は、段差を緩和する措置をとること。また、荷物で見通しが悪い場合は、RBPを押して通行する等、作業方法を見直すこと。

正しい作業手順の流れ

① 保護具の着用（保護帽、手袋、脛当て）

② 事前の通行経路の確認、決定

③ 引き、押し作業の決定

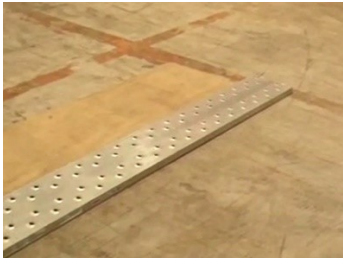
④ ②③の決定に基づいた作業、指差呼称、安全確認の徹底

災害の発生状況、原因、再発防止対策、正しい手順の流れの各コンテンツ毎に、画像を貼付することができます。

なお、これらの画像は、各コンテンツ毎に複数枚登録することにより、パソコン上ではアニメーションとして動的に表現することが可能です。



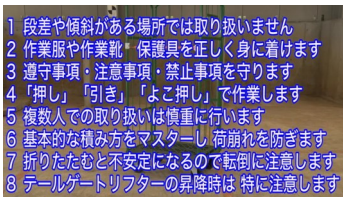
(1)災害の再現（災害の発生状況）



(2)災害の原因



(3)再発防止対策



(4)正しい手順の流れ

災害事例を社内研修の資料とする場合、紙媒体と映像での出力が可能です。

紙媒体では、前頁で説明した災害事例の内容画面がA4サイズで出力されます。画像は、内容画面の次ページ以降に印刷されます。（1ページ6枚まで）

映像では、コンテンツを四分割して、各コンテンツの説明をしながら進むことが可能です。

画像が複数枚登録されていれば、画像下の「自動で画像を切り替える」ボタンにチェックをいれることで、動的に画像が再生されます。

災害の発生状況画面



災害の発生状況

トラックからロールボックスパレット（RBP）の荷を卸し、倉庫の所定の場所に移載していたところ、RBPのキャスターが段差につまづき、転倒。被災者がその下敷きとなったもの。

☐ 自動で画像を切り替える

[一覧に戻る](#)
[概要に戻る](#)

災害の原因画面

災害事例

倒れたロールボックスパレットに挟まり負傷 [共有](#)

[前へ](#)
[次へ](#)



災害の原因

通行経路に段差があることを把握していなかったこと、引き作業で、段差に気づかなかったこと。

[一覧に戻る](#)
[概要に戻る](#)

再発防止対策画面

倒れたロールボックスパレットに挟まり負傷 [共有](#)

[前へ](#)
[次へ](#)



障害物を除去する

再発防止対策

通行経路を確認し、段差を避ける通行経路を確保する。どうしても段差の通行が発生する場合は、段差を緩和する措置を取る。また、荷物で見通しが悪い場合は、RBPを押して通行する等、作業方法を見直すこと。

☐ 自動で画像を切り替える

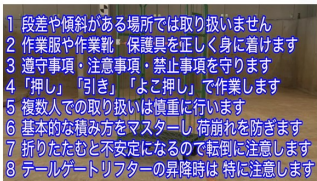
[一覧に戻る](#)
[概要に戻る](#)

正しい作業手順の流れ画面

災害事例

倒れたロールボックスパレットに挟まり負傷 [共有](#)

[前へ](#)



正しい作業手順の流れ

- ① 保護具の着用（保護帽、手袋、足当て）
- ② 事前の通行経路の確認、決定
- ③ 引き、押し作業の決定
- ④ ②③の決定に基づいた作業、指差呼称、安全確認の徹底

[一覧に戻る](#)
[概要に戻る](#)

【新規登録について（災害事例）】

災害事例の新規登録は、掲載されている事例を参考に、必要事項を記入してください。

災害事例登録 - 文章の登録

文章の登録 > 発生状況コンテンツ登録 > 災害の原因コンテンツ登録 > 再発防止対策コンテンツ登録 > 作業手順コンテンツ登録

事例タイトル **必須**

事例のタイトルを全角で35字以内で記入してください

登録者(氏名) **必須**

災害の発生日時 **必須**

アイコンをクリックして日時を選択してください



作業場所 **必須**

画像の登録は、災害の発生状況、原因、再発防止対策、正しい手順の4つのコンテンツそれぞれに入力します。画像の登録は必須ではありません。

登録しない場合は、「次へ」ボタンで進んでください（完了ボタンまで）。

画像は1コンテンツにつき、最大6枚まで登録可能です。

災害事例編集 - 発生状況コンテンツ登録

文章の登録 > 発生状況コンテンツ登録 > 災害の原因コンテンツ登録 > 再発防止対策コンテンツ登録 > 作業手順コンテンツ登録

☒ 画像の登録を行う

登録可能な画像ファイルは10MB以下のjpeg, png, gifファイルです
画像を変更する場合はファイルを指定してください
※ファイルの変更がない場合はそのまま進めてください

画像ファイル

1 変更する場合はファイルを指定してください

参照



[🔗 画像を編集する](#)

2 変更する場合はファイルを指定してください

参照



[🔗 画像を編集する](#)

また、登録した画像にはご自身で用意された視覚効果作用のエフェクトや音声を登録することができます。（映像出力時のみ有効）

☐ エフェクト画像を自分で用意する

登録可能なエフェクト画像ファイルは10MB以下のgif, pngファイルです
画像を変更する場合はファイルを指定してください
※ファイルの変更がない場合はそのまま進めてください

エフェクト画像ファイル

参照

☐ 音声の登録を行う

登録可能な音声ファイルは10MB以下のmp3, m4aオーディオファイルです
音声を変更する場合はファイルを指定してください
※ファイルの変更がない場合はそのまま進めてください

音声ファイル

参照

【新規登録について（リスクアセスメント）】

災害を未然に防ぐために、危険予知、リスクアセスメントは有効な手法です。陸災防災害事例生成ツールは、未然防止の観点からも活用することができます。

入力、画像登録方法は、災害事例の登録と同様です。災害事例では「実際に起こった災害」となりますが、リスクアセスメントでは「起こりうる災害」を想定して、記載してください。

リスクアセスメント例

建物の曲がり角で、フォークリフトと人・台車が接触する 共有

事例再現

印刷

編集

削除

登録者(氏名) : 木下健太郎

作業場所	構内 - 自社 - 屋内 - 通路
作業内容	荷役作業 - フォークリフト前進中（積荷）
事故の型	激突され
災害の起因物	フォークリフト
被災の程度（見込みを含む）	フォークリフトと人・台車等が接触するおそれがある

起こりうる災害

フォークリフトと人・台車が接触することにより、人は負傷し、フォークリフト及び台車の荷物が破損する。

起こりうる災害の原因

建物の角で、左折してくるフォークリフトからは陰になって良く見えない。
人と機械の動線が同一であること

リスクの低減対策

フォークリフトの運行経路を一方通行などに変更する（左折禁止）または、人や台車の通路を建物の中に変更する
建物の曲がり角にガードレールを設置し、かつ、台車通行時は表示灯や警告音を発する

正しい作業手順の流れ

作業計画の確認、計画に基づいた荷役運搬作業を実施する。

再現画像

起こりうる災害

どんな危険が潜んでいますか？

「陸災防災害事例生成ツール」が、社員教育の場等で大いに活用され、災害が一件でも減少することを心より祈念しています。



第36回全国フォークリフト運転競技大会 実施要綱

— 令和3年10月2日(土)・3日(日)の2日間にて愛知県で開催 —

1 目的

フォークリフト運転競技を通じ遵法精神と安全意識の高揚及び運転の知識と技能の向上を図り、もって職場における安全作業の確立と労働災害防止の推進に資することとする。

2 主催

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

3 後援

厚生労働省

4 協賛

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 日本産業車両協会

5 競技部門

「一般の部」と「女性の部」の2部門とする。

6 実施期日

令和3年10月2日(土) 11時00分～16時35分

オリエンテーション、学科競技及び点検競技

令和3年10月3日(日) 8時45分～14時30分

運転競技、表彰式

7 実施場所

中部トラック総合研修センター

(愛知県みよし市福谷町西ノ洞21-127)

8 参加人員

「一般の部」及び「女性の部」で約60名

9 出場者資格

出場者推薦日において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 都道府県支部の会員事業場の従業員で、勤務成績が優秀であり、かつ、フォークリフト運転技能講習修了後1年以上経過していること。
- (2) フォークリフト又は自動車の運転により、過去1年間事故を起こしたことがないこと。また、過去3年間(フォークリフト運転技能講習修了又は自動車運転免許取得後の期間が3年に満たない者については、当該3年に満たない期間)人身事故を起こしたことがないこと。

10 出場者推薦

- (1) 出場者の推薦に当たっては、次によるものとする。

ア 都道府県支部又はブロックで実施する競技大会に参加した者のうちから、都道府県支部において次の人数の者を推薦することができること。

(ア) 「一般の部」1名

(イ) 「女性の部」1名

イ 「一般の部」への参加者は、男女の別を問わないが、過去の全国大会の「一般の部」で優勝又は準優勝した者は、推薦することができないこと。

ウ 「女性の部」については、過去の全国大会の「女性の部」で優勝又は準優勝した者は、推薦することができないこと。

エ 同一人が「一般の部」及び「女性の部」の双方に参加することはできないこと。女性の参加者がいずれの部に参加するかは、本人の希望に基づくものであること。

- (2) 都道府県支部長は、9月10日(金)までに、会長あて出場者の推薦を行うものとする。

11 参加費

参加費は、無料とする。

12 競技種目及び配点

競技種目は、学科競技、点検競技及び運転競技の3種目とし、配点は、学科競技300点、点検競技100点、運転競技600点、合計1,000点とする。

13 各競技種目の実施要領

各競技種目は、次により実施する。なお、点検競技及び運転競技についての詳細は、「第36回全国フォークリフト運転競技大会点検競技及び運転競技実施細目」による。

- (1) 学科競技

ア 出題数は50問とし、正誤方式とする。

イ 出題科目並びに科目ごとの問題及び配点は、次表のとおりとする。

科目	区分	問題	配点
関係法令		10	60
走行に関する装置の構造、取扱いの方法		10	60
荷役に関する装置の構造、取扱いの方法		20	120
運転に必要な力学		10	60
合 計		50	300

ウ 制限時間は40分とする。

(2) 点検競技

ア 競技要領

荷役運搬作業の安全性を確保するための作業開始前点検を主体として行う。フォークリフトにあらかじめ設定した不具合箇所を競技者に発見させ、その都度、不具合状態を審査員に報告させる方法とする。

イ 使用車種

「コマツ」・「住友」・「三菱」製の最大荷重が1.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）とする。

なお、個々の選手が使用する点検車両は、当日抽選の上決定する。

(3) 運転競技（走行及び積卸し）

ア 競技要領

安全な荷役運搬作業を主体として行う。規定のコースを走行し、所定の重量の荷の取りおろし、移動、荷の積付けを行う方法とし、基準操作技術について減点方式により採点する。

イ 使用車種

「トヨタ」製の最大荷重が2.5トンのカウンタバランスフォークリフト（ガソリン・トルコン車）とする。

ウ 使用積載荷重

1.0トン

14 順位の決定

- (1) 「一般の部」及び「女性の部」のそれぞれにおいて、学科競技、点検競技及び運転競技の合計点を総合得点とし、総合得点に従い順位を決

定する。

- (2) 総合得点が同点である者が生ずる場合には、運転競技得点が高い者を上位者とし、運転競技得点も同点である場合には、点検競技得点が高い者を上位者とする。さらに、点検競技得点も同点である場合には、運転競技時間の短い者を上位者とする。

15 表彰

- (1) 「一般の部」及び「女性の部」それぞれにおいて、

ア 第1位の者に、厚生労働大臣賞を贈る。

イ 第1位の者に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長杯を授与する。

ウ 総合得点第1位から第5位までの者に陸上貨物運送事業労働災害防止協会会長賞を贈る。

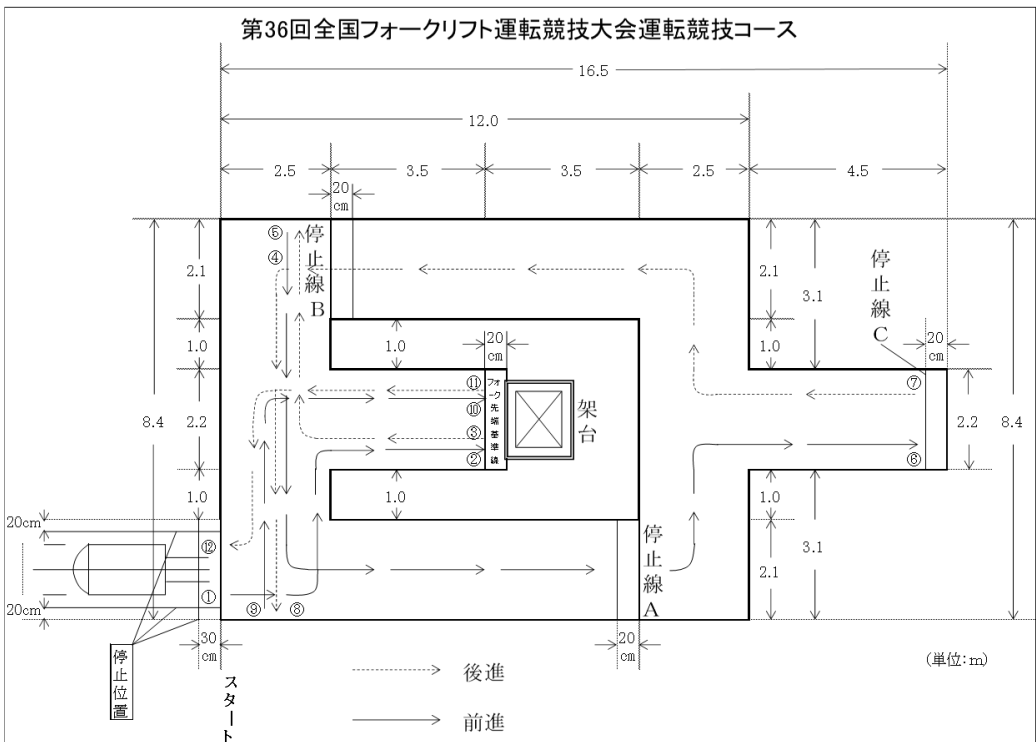
- (2) 規模300人未満であり、かつ、親企業100%出資の子会社以外の企業の選手のうち、その他の模範となるような健闘をした選手（一般の部、女性の部それぞれ1名）に対して、その健闘をたたえて健闘賞を贈る（入賞者は除く。）。

- (3) 出場者全員に、全国大会出場の記念品を贈る。

- (4) 優勝者については、所轄労働局長を表敬するとともに、入賞者については、全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会で顕彰することとする。

16 その他

本大会では、新型コロナウイルス感染症予防対策として、選手の検温、室内の換気、手指のアルコール消毒、来場者のマスク着用徹底等の対策を実施した上で、開催することとする。



【支部の活動】

北海道支部が「安全管理者選任時研修」を開催

陸災防北海道支部は令和3年2月15日、16日の2日間、「安全管理者選任時研修」を開催しました。



安全管理者選任時研修とは

運送業において常時50人以上の労働者（正社員以外も含む。）を使用する事業場は、「安全管理者」を選任し、その者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならないと労働安全衛生法にて義務付けられています。

安全管理者には資格要件があり、学歴区分により必要とされる期間、安全衛生に係る実務経験を有することのほか、厚生労働大臣が定める研修修了者であることと定められています。＊

本研修は、この厚生労働大臣が定める研修として実施されるもので、陸運業の事業場の安全管理者として適切な安全管理を行っていただくための内容となっております。

北海道支部では本研修を年に1回開催しており、合計9時間のカリキュラムを2日間に分けて実施しております。今回の研修には30名が受講し、講師は陸災防本部大下安全管理士、会場はトラック協会研修センターにて新型コロナウイルス感染症対策を行い実施しました。

北海道支部独自の受講料助成（会員特典）

本研修の受講料は15,000円ですが、北海道支部の会員事業場は12,000円の助成を受けられるため、直接負担は3,000円です。

この助成は北海道支部が独自で行っているもので、北海道支部が北海道トラック協会と契約を結び、北海道トラック協会の助成交付金事業の一環として実施されており、北海道支部の会員特典の一つです。

グループ討議を実施

北海道支部では、本研修受講者が安全管理者として適切な安全管理を行っていただくため、グループ討議も取り入れて実施しています。

カリキュラム「事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動」にて、受講者が1班6名に別れグループ討議を行います。討議終了後に全てのグループが討議結果の発表等を行います。活発な質疑応答の後、講師が講評を行います。様々な会社からの受講者同士の討議は今後業務を実施する上で大変役立つと思われる。



グループ討議の様子



討議結果の発表

今後の開催について

昨今のコロナ禍においても30名が受講いただきました。今後とも多くの方に受講いただくよう、広報してまいります。

※…詳細につきましては、本誌No.614令和2年7月号及びNo.615令和2年8月号掲載の「やさしく解説『労働安全衛生法』」第4回、第5回をご覧ください。

【支部の活動】

愛媛県支部が「荷役災害防止強化月間」を実施



愛媛県支部は、令和3年2月1日から2月28日を「荷役災害防止強化月間」、2月8日と9日を「荷役災害防止の日」と設定し、愛媛労働局の後援を受け、愛媛県トラック協会とともに労働災害撲滅に向けて安全意識の高揚を図りました。

期間中、県下の全会員事業場及び約2,000社の荷主事業場へチラシ、ポスター、荷役作業現場等に関するチェックリストの配布を行い、また、会員事業場へは荷役労働災害防止における遵守事項の配布等、荷主事業場へは協力要請文書の発出も行いました。

令和3年度「安全衛生標語」を募集中です！

当協会では、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを呼びかける「安全衛生標語」を募集いたします。

入選作品は最も優れたものを最優秀賞、それに次ぐものを優秀賞とし、令和3年11月11日（木）に熊本県熊本市にて開催する第57回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会において顕彰するとともに、当協会のホームページや広報紙「陸運と安全衛生」で公表いたします。

なお、入選作品は、当協会の安全ポスターのスローガン等に用いる他、企業・事業場で広く活用していただくこととしております。

詳しくは次の募集案内をご覧ください。皆様から多数の応募をお願いします。

募集標語のテーマ

次の3部門について、陸運業で働く人々の安全と健康を守り、労働災害の防止に取り組んでいくことを、具体的かつ簡明な表現で呼びかけるもの

(1)「荷役」部門

荷役作業における労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 荷役作業時の墜落・転落又は転倒の防止に関するもの
- ② 荷主等との連携に基づく災害防止に関するもの
- ③ 高年齢労働者の荷役労働災害防止に関するもの
- ④ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ⑤ 危険予知活動、リスクアセスメント等の実施に関するもの
- ⑥ フォークリフト、ロールボックスパレット等による災害防止に関するもの

(2)「交通」部門

交通労働災害の防止を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 過労運転防止のための運行管理（適切な休憩の付与等）に関するもの
- ② 高年齢運転者の交通労働災害防止に関するもの
- ③ 法令の遵守や自主的な安全衛生活動の推進に関するもの
- ④ 交通KY（交通危険予知活動）の実施に関するもの
- ⑤ 安全運転の実施に関するもの

(3)「健康」部門

健康の確保・増進を呼びかけるもの

[テーマ例]

- ① 健康診断の実施と事後措置の徹底に関するもの
- ② ストレスチェック等のメンタルヘルス対策に関するもの
- ③ 過重労働対策（恒常的に時間外労働を発生させない労働時間管理等）の徹底に関するもの
- ④ 腰痛予防に関するもの

応募の方法

応募の方法につきましては、次のURLまたは当誌No.620（令和3年2月号）をご覧ください。

http://rikusai.or.jp/event_schedule/hyougo/

募集の締切

令和3年4月30日（金）

入選作品

(1) 入選作品数は、次のとおりとし、また、入選者には、表彰状のほか次の賞品をお贈りします。

	入選作品数	賞品
最優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	2万円分の図書カード
優秀賞	3作品（各部門ごとに、1作品）	5千円分の図書カード

お問合せ先

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2

安全衛生総合会館10階

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
業務部 広報課

TEL : 03-3455-3857

E-mail : r3hyougo@rikusai.or.jp

【連載】

メンタルヘルスのスペシャリストによる連載です

マコマコ
博士のメンタルヘルス 2021
(第3回)

テーマ「新型コロナ禍の気分転換法」

精神科医 夏目 誠

図1. 「職場の雑談」から
コロナ疲れかな

PIXTA | 夏目

岡島課長：テレワークでゴタゴタ、営業を、どうするか？

佐田社員（女）：女性はもっとしんどい。学校が休みになった時に、4人が一緒。圧迫感がスゴイ。家事は私が。絶えずイライラしながら。

加藤社員（男）：職場でもマスク着用。正直、わずらわしい。

岡島課長：いつ収束かわからないのが最大の不安だ。

加藤社員：何だか、落ちつかないね。

佐田社員：居酒屋で一杯もできない…し、ね。

加藤社員：食べ歩きができない。

岡島課長：「コロナ疲れ」ですね。

加藤社員：「コロナ不安」、「コロナうつ」という言葉、わかりますね。気分転換法を知りたいなあ…

まず、キモです。

対処の精神はアルベール・カミュが執筆し、再びベストセラーになった「ペスト」から学べます。新型コロナ禍と同様、死を招くペスト（疫病）と戦い続け主人公であるリウー医師が言う「我々ができることは誠実さである」、「できることをする、自分の職務を果たすこと」、「疫病から起こった様々な事柄を忘れない」の3つにあります。

これをポリシーにし、すぐにできる対象法を紹介します。

1 電話でしゃべる、SNSのチャットで楽しむ。

おしゃべりは生の声。イキイキした反応がかえってきます。この効果は大きい。テレワークで減少したからね。電話活用をしましょう。どんな話でも構いませんよ。スムーズな感情交流になり、癒されますね。「仲間がいる」のを実感できます。不安が強い時は、その話を

すればいい。相手も同様とわかり、自分だけ悩んでいるのではないと共感でき、ホッとします。チャットの活用も。生の言葉でやりとりができ、ラクになりますよ。

2 パソコン画面で食事、飲み会を楽しむ

感染への危険性が高まるのは食事や飲酒をする場面です。「心がオープン」になるから、大きな声になりがち。ツバが飛び飛沫感染になる。防止はアクリル板と短時間の食事でしょう。でも味気ない。

そこでパソコン画面を使った食事会、飲み会がおすすめ。画面を見ながら話をし、食べる。酒を酌み交わす。盛り上がりますよ。

3 運動不足解消こそ、散歩・筋トレなどで発散

「出勤が運動だったと気付く腹（からあげ大好き）・サラリーマン川柳」の名句にあるように「通勤は運動」です。テレワークがもたらす致命傷。3,000～4,000歩に該当する。社内でも2,000歩以上を歩いています。運動不足に気づき・対処がいらいます。

家の周りの散歩が良いでしょう。30分くらい歩けば汗ばみ、いい運動になります。歩きながら木や花々を愛でるのもいいですし、四季が味わえます。これにプラスし「筋トレ」やラジオ体操をしましょうね。終わったらシャワーを浴び、身も心もリフレッシュします！

4 動画、テレビ・ゲームを楽しむ、漫画や本の世界に没入する

娯楽と言えばテレビ。好きな番組を録画も生かし、はまってください。若者は「ゲーム」ファンが多いでしょうね。最新ソフトに熱中する。1日2時間以内にね。映画好きなら動画やDVDで心いくまで楽しんでください。見逃した、懐かしい、好きな映画を楽しむ。大作やシリーズものをじっくり見るのも良いでしょう。

私は読書が趣味。時間があるときに読み、没入します。皆さんも、好きな作家やジャンルの本を楽しんでください。漫画などの「大人読み」は、おすすめ。全巻を買いそろえ、一気に読み切るのです。別世界で楽しめますよ。

5 音楽を聴く、1人カラオケで熱唱、ラップ・ロックで踊る

好きな音楽を時間もわすれ聴くのは至福の時。歌いたい方はテレビ画面を利用した「1人カラオケ」で熱唱するのも嬉しいこと。踊りたい方は、ラップやロックなどをミュージックのリズムとともにダンシングしましょう。汗が出るくらいまで。いい運動ですよ。

最後に、「マコトの一言」にまとめました。

マコトの一言



【連載Ⅱ】安全衛生水準向上にお役立てください！

やさしく解説「労働安全衛生法」

第12回

安全委員会・衛生委員会は一定規模等の事業場に設置義務があり、事業者が講ずべき事業場の安全、衛生対策の推進について事業者が必要な意見を聴取し、その協力を得るために設置運営されるものです。

陸運業では、労働者が50人以上の事業場に安全委員会・衛生委員会とも設置義務があることから、両委員会を合わせて安全衛生委員会として設置されている事業場がほとんどです。本連載では、安衛法の条文に沿って、安全委員会、衛生委員会及び安全衛生委員会（以下「委員会」といいます。）の順に説明します。

9 安全委員会（第17条）

(1) 安全委員会の構成

安全委員会の委員については、安衛法第17条第2～5項に、次の者をもって構成するように規定されています。

- ① 総括安全衛生管理者など、その事業場のトップの者（1名に限る。）
- ② 安全管理者
- ③ 安全に関し経験を有する者
- ④ 労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者）が推薦した者

なお、議長は、①の者がなります。

また、②～③を合わせた委員数と⑦の委員数は同数か⑦の委員数を多くする必要があります（労働組合との労働協約に別段の定めがあるときは、その限りで適用しません。）。

(2) 安全委員会の付議事項

安全委員会の付議事項については、安衛法第17条第1項に、次のように規定されています。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項

下線部の労働者の危険の防止に関する重要事項については、安衛則第21条に次のように規定されています。

- 一 安全に関する規程の作成に関すること。
- 二 危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づき講ずる措置のうち、安全に係るものに関すること。
- 三 安全衛生に関する計画（安全に係る部分に限る。）の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 四 安全教育の実施計画の作成に関すること。
- 五 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。

(3) 委員会の会議

委員会は、毎月1回以上開催しなければなりません。

委員会の運営については、当該委員会で「安全衛生委員会規程」などを作成することにより定めるようにしてください。

(4) 委員会の留意点

委員会は、労働時間内に行なうのを原則としてください。

また、委員会は、団体交渉を行なうところではないことに留意してください。問題のある事項については、労使が納得の行くまで話し合い、労使の一致した意見に基づいて行動することが望ましいとされています。

(5) 委員会の意見等の記録・保存・周知

委員会の開催の都度、これらの委員会の意見、当該意見を踏まえて講じた措置の内容、議事で重要なものを記録し、これを3年間保存しなければなりません。

また、その記録を常時各作業場の見やすい場所に掲示等をして、労働者に周知する必要があります。

【新連載】 事故事例を自分の現場の情報源とするために

解説！「労働災害の『事故の型』」

第3回

前回に引き続き、もう少し「墜落・転落」について解説します。

◆陸運業における墜落・転落◆

陸運業における「墜落・転落災害」は、前回、全体の約28%を占めるとお伝えしましたが、これらを起因物との関係でいえば、平成31年/令和元年（死傷災害の全件数15,382件）の墜落・転落災害4,279件のうち、トラックが2,985件、はしご等が267件、階段等が238件、建築・構築物125件、フォークリフト99件、荷姿の物89件、等々となっています。

また、荷役災害の34%が墜落・転落災害で、うちトラック荷台からが80%を占めるというデータもあります。

さらにもう一つの視点として、墜落・転落災害の年齢別での年千人率（労働者千人当たりの年間災害発生率）を見たとき、5歳年齢ごとに取ると19歳以下の0.80から60歳から64歳の3.41まで、年齢とともに年千人率が高くなっていく傾向を示しています。年齢との相関性の高い事故の型といえます。年齢を重ねるごとに筋力や関節機能等々、様々に低下を来すことを考えると、今後も益々高年齢化するドライバー労働者を、怪我無くしっかりと働いて頂く就労環境を作っていく、ということも重要です。

◆荷台からの墜落・転落災害の分析◆

トラック荷台の型別では、平荷台とパネルバンとで大きな差はありません、どの型式からも墜落転落は生じているということです。

荷台からの墜落転落といってもその場面は様々です。シートの掛け外し・取扱中や、あおり上の移動中のものもあれば、荷台上の積卸し中での災害（後ろ向き＝荷台端に背を向けて作業した中での事故）や、荷の固定固縛中での災害もあります。とはいえ中でもやはり「荷台から降りる時」を筆頭に「荷台昇降」時の災害が概ね40%を占め圧倒的な多さです。これらには「荷台からの意

図的な飛び降りによる負傷」も相当数を占めています。意図的な飛び降りについては、先述の高年齢化の問題も踏まえれば、なおのこと「安全な昇降設備」が求められるところです。

トラック荷台は相応に高く、ワンステップではなかなか上がりません。降りるのもこの高さではいわゆる「飛び降り」という形態になってしまいます。ステップを車載装備としておく、これが必要です。バン型車等のリアステップやサイドステップを装備する、これらステップは、網状にしたり、突起や穴あけ加工を施すなどで滑り止めにも配慮する。夜間での視認性を高めるためには黄色等の着色化も有効です。

階段ステップをリヤドアの下部やボディ外側に格納式で設けておくことや、これら設備対策を取るまでは、荷台に簡便なものであっても昇降用の階段や踏み台を常備させておく、こんなことも次善の策としては必要かもしれません。

三点支持をしっかりと執れるよう、その支持のグリップは要所に設けておいてほしいところです。グリップを持つことで、ステップから足を踏み外したりした場合でも墜落転落事故を防げます。リアフレーム部やドア面へ、鋼製のグリップなど、必要箇所に設備しておくことです。

◆荷台だけからではない墜落・転落◆

もちろんトラック荷台からの墜落転落はかねてより我が陸運業の大きな課題であることに間違いありませんが、実は、運転席やトラクターの連結部、バンパーなど、荷台以外からの災害も多発している現状にあります。いわば「トラック車体部」からの墜落等をどう防ぐかが重要といえましょう。

作業中における保護帽の着用、耐滑性のある作業靴や滑りにくい措置のされた手袋の着用、等々可能な限りの対策を執りながら、「トラックからの墜落や転落を起こさせない」取組が大切です。

小企業無災害記録事業場〔令和3年2月〕

	事業場名	労働者数	無災害期間	支部名
第1種	有限会社サンエス物流	5名	平成28年12月1日～令和元年11月30日	福島県
第1種	有限会社丸喜運送 本社営業所	15名	平成29年12月1日～令和2年11月30日	群馬県
第1種	株式会社ファースト・ロジスティクス高崎営業所	11名	平成29年2月3日～令和2年2月2日	群馬県

陸災防では、常時29人以下の労働者を使用する事業場の無災害記録について、表彰を行っています。
この無災害記録には、第1種から第5種までの5種類があり、第1種は3年間、第2種は5年間、第3種は7年間、第4種は10年間、第5種は15年間の無災害をたてるものです。

●申請方法

本表彰は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。
事業場の安全衛生に対する取組を応援するため、この制度をご活用ください。

【中災防からのお知らせ】

ストレスチェックサービスなら中災防！

---手厚いサポートと見やすいレポートで選ばれています！！---

ストレスチェック実施から結果を活用した職場環境改善まで、中災防がトータルにサポートいたします！

個人用・面談用のレポートは見やすく、集団集計は、約28万人のデータを活用した、同業種や全国平均値との比較も可能です！！

中災防のストレスチェックサービスを是非ご利用ください！

陸災防支部を経由してお申込みいただくと、一般価格よりもお得な価格で利用ができます。

【資料請求はこちらへ（陸災防会員専用サイト）】

→ <http://rikusai.or.jp/members/>

2021年4月からの変更点がございます。詳細は下記のURLをご覧ください。

【中災防ストレスチェックサービス】

→ <https://www.jisha.or.jp/stress-check/index.html>

ご不明な点は下記連絡先までお問い合わせください。

その際、『陸災防会員』である旨をお申し出ください。

中災防 健康快適推進部 ストレスチェック事業課 TEL:03-3452-6403

【陸災防協賛の安全運動】

令和3年春の全国交通安全運動

－令和3年4月6日～15日の10日間実施－

警察庁、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会等関係団体の主催、当協会等関係153団体の協賛にて「令和3年春の全国交通安全運動」が実施されます。

この交通安全運動では、次の3点を全国規模の運動重点として、様々な活動が実施されます。

- (1) 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 歩行者等の保護を始めとする安全運転意識の向上

また、4月10日(土)には「交通事故死ゼロを目指す日」が実施されます。



運動の詳細につきましては、次のURLからご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/koutu/keihatsu/undou/r03_haru/youkou.html

災害事例
と
その対策

ルール、手順、安全対策を徹底するために

ルール、手順、安全対策を作り、設備を整備して現場に通知・指示を行ったとしても、労働災害が発生することがあります。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業
(従業員数：40名)
- 2 発生日時・場所：12月16時半頃
配送先（A社）構内
- 3 被災者：運転手（B社） 60代 経験5年
- 4 傷病の程度：死亡
- 5 災害発生状況

被災者は、A社構内にて、自ら配送した貨物を倉庫横の所定の場所に取り卸した。その後、作業終了確認書にハンコをもらうため、トラック専用の駐車場に車を止め、歩行用通路を通り100mほど離れた事務所に徒歩で向かった。

途中、交差点の横断歩道を渡っていたところ、右後方から左折してきたA社のオペレータが運転するフォークリフトに激突され、更に巻き込まれ、死亡した。

現場交差点角には植木が植えられていた。所々に街路灯が立ち、フォークリフトも前照灯をつけていたが、夕方の薄暗がりの中、植木の先にある横断歩道を渡っている被災者を発見するのが遅れた。

交差点には信号がないため、一時停止の標識及び道路にマーキングがあり、一時停止後安全を確認することになっていたがフォークリフトは停止しなかった。

被災者は1月ほど前から当該配送先に来るようになった。これまでは15時ころまでには作業が終了しており、日没前後かつA社の屋外業務終了時間帯での作業は初めてであった。また、暗色の作業服を着ていた。

6 被災時の状況、行動及び心理等

- (1) 被災者
 - 横断歩道を渡る際に左右確認を行ったかは不明。また、フォークリフトの接近に気付いていたかも不明。
 - (2) フォークリフトオペレータ
 - 当日の作業が終了した後で、当日の作業を頭の中で反芻しながら、空荷であることや、屋外業務で寒く、早く事務所に戻りたいことから速度を上げて走行していた。
- 交差点で左折するために減速したが、横

断歩道前で一時停止は行わなかった。

7 原因

- (1) 人の不安全、不安定な行動
 - フォークリフトオペレータは、交差点の一時停止の標識に従わなかった。
 - 考えごとをしながら、注意散漫な状態でフォークリフトを運転していた。
- (2) 物の不安全な状態
 - 日没前後で歩行者を視認しにくい状況であった。
 - 作業服の色が視認しにくいものであった。
 - 交差点角に木が植えられ見通しが良くなかった。
- (3) 管理面での不安全な要因
 - 交差点でのルールを順守していると思われていたが、現場での順守状況を確認したことは無かった。
 - 日没前後に視認しにくい色の作業服で移動していることを危険と思わなかった。

歩行者を視認しにくい要因が揃っているが、一番の原因は安全確保のためのルールが守られなかったことです。

8 対策

A社の対策として、第一にフォークリフト作業時のルールの徹底。設備的対策として植木の伐採、交差点への照明の設置や人を認識すると点滅するスポットライトの設置等。陸運事業者との定期的な安全会議の開催。

被災者側の対策として、荷主との安全会議議事の周知（荷主庭先でのルール、危険場所、災害事例等）、制服への反射素材の縫付や反射ベストの常時着用。

以上の対策が考えられますが、最も重要な対策は、荷主と陸運事業者が荷役作業安全ガイドラインに示された事項に取り組むことです。例としては、荷役作業等の付帯業務についての書面契約締結、荷主から陸運事業者への安全作業連絡書の通知、合同での作業場所の巡視です。

また、ルールを順守させるためには、「なぜ」ではなく「当然」と認識させることが必要です。ルールの説明や安全教育を繰り返し行うことで、従業員がルールの必要性を実感し、ルールを守る意義の理解にも繋がっていきます。

業種別労働災害発生状況（令和2年速報）

令和3年2月8日現在

	死亡						死傷					
	令和2年1月～12月 [速報値]		令和元年1月～12月 [速報値]		対元年比較		令和2年1月～12月 [速報値]		令和元年1月～12月 [速報値]		対元年比較	
	死亡者数 (人)	構成比 (%)	死亡者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	745	100.0	795	100.0	-50	-6.3	122,889	100.0	119,820	100.0	3,069	2.6
製 造 業	127	17.0	134	16.9	-7	-5.2	24,616	20.0	25,857	21.6	-1,241	-4.8
鉱 業	7	0.9	10	1.3	-3	-30.0	193	0.2	200	0.2	-7	-3.5
建 設 業	248	33.3	261	32.8	-13	-5.0	14,379	11.7	14,579	12.2	-200	-1.4
交通運輸業	10	1.3	13	1.6	-3	-23.1	2,592	2.1	2,977	2.5	-385	-12.9
陸上貨物運送事業	83	11.1	86	10.8	-3	-3.5	15,196	12.4	14,847	12.4	349	2.4
港湾荷役業	3	0.4	7	0.9	-4	-57.1	319	0.3	369	0.3	-50	-13.6
林 業	36	4.8	33	4.2	3	9.1	1,262	1.0	1,226	1.0	36	2.9
農業、畜産・水産業	34	4.6	28	3.5	6	21.4	3,074	2.5	2,845	2.4	229	8.0
第三次産業	197	26.4	223	28.1	-26	-11.7	61,258	49.8	56,920	47.5	4,338	7.6

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和2年1月～12月）

令和3年2月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全 産 業	745	185	21	41	46	54	119	156	4	119
製 造 業	127	22	4	10	7	7	42	5	0	30
建 設 業	248	92	6	14	26	14	23	38	1	34
交 通 運 輸 業	10	2	0	0	0	1	2	3	0	2
そ の 他	277	52	11	13	10	26	36	79	2	48
陸上貨物運送事業	83	17	0	4	3	6	16	31	1	5
同上対前年増減	-3	0	-1	-1	-2	0	9	-7	1	-2

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和2年1月～12月）

令和3年2月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	15,196	4,208	2,505	1,154	673	420	765	1,546	751	12	2,632	530
同上対前年増減	349	56	115	25	16	-31	-67	-72	-49	1	294	61

（注）上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故（その他）」以外をまとめたもの

詳細は、陸災防ホームページ <http://www.rikusai.or.jp> に掲載

令和2年1～12月の労働災害発生状況（速報値）が更新された。

前月1月発表時点から死亡災害が4人追加され83人となり前年比-6.0%から-3.5%、死傷災害が1,518人追加され15,196人となり前年比2.9%から2.4%と変化した。



Evo.123

軽さ。コンパクトさ。涼しさ。

劇的進化

ポリカーボネート製・新型ヘルメット
ST#123-JZV 大好評発売中!!

※いずれも従来品
ST#161-JZVとの比較



新内装「エアライトS」
サポートブロックメカニズム搭載

詳しい製品情報は
当社HP特設サイトへ





株式会社 谷沢製作所 〒104-0041 東京都中央区新富2-8-1 キンシビル
TEL：03-3552-5581 FAX：03-3552-5576 E-mail：eigyo@tanizawa.co.jp

www.tanizawa.co.jp

業種別労働災害発生状況（令和3年速報）

令和3年2月8日現在

	死亡						死傷					
	令和3年1月 [速報値]		令和2年1月 [速報値]		前年比較		令和3年1月 [速報値]		令和2年1月 [速報値]		前年比較	
	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	死者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	37	100.0	38	100.0	-1	-2.6	4,773	100.0	3,524	100.0	1,249	35.4
製 造 業	4	10.8	7	18.4	-3	-42.9	986	20.7	813	23.1	173	21.3
鉱 業	0	0.0	0	0.0	0	-	9	0.2	7	0.2	2	28.6
建 設 業	18	48.6	14	36.8	4	28.6	518	10.9	438	12.4	80	18.3
交通運輸事業	0	0.0	1	2.6	-1	-100.0	128	2.7	98	2.8	30	30.6
陸上貨物運送事業	9	24.3	2	5.3	7	350.0	654	13.7	541	15.4	113	20.9
港湾運送業	0	0.0	0	0.0	0	-	16	0.3	14	0.4	2	14.3
林 業	0	0.0	3	7.9	-3	-100.0	46	1.0	55	1.6	-9	-16.4
農業、畜産・水産業	0	0.0	0	0.0	0	-	78	1.6	83	2.4	-5	-6.0
第三次産業	6	16.2	11	28.9	-5	-45.5	2,338	49.0	1,475	41.9	863	58.5

資料出所：厚生労働省

業種、事故の型別死亡災害発生状況（令和3年1月）

令和3年2月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	その他
全 産 業	37	12	1	3	5	3	5	6	0	2
製 造 業	4	0	0	1	0	0	2	0	0	1
建 設 業	18	8	1	0	4	1	1	3	0	0
交通運輸事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	6	2	0	0	0	0	2	1	0	1
陸上貨物運送事業	9	2	0	2	1	2	0	2	0	0
同上対前年増減	7	2	0	2	-1	2	0	2	0	0

業種、事故の型別死傷災害発生状況（令和3年1月）

令和3年2月8日現在

	合計	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	はさまれ・ 巻き込まれ	交通事故 (道路)	交通事故 (その他)	動作の反動・ 無理な動作	その他
陸上貨物運送事業	654	171	195	39	28	13	25	57	34	0	88	4
同上対前年増減	113	6	68	-4	12	-2	2	7	11	-3	25	-9

(注) 上記2表の右端の列の「その他」は、「墜落・転落」～「交通事故(その他)」以外をまとめたもの
詳細は、陸災防ホームページ<http://www.rikusai.or.jp>に掲載

令和3年最初の労働災害発生状況が発表された。

死亡災害では前年から7人増加し、事故の型で見ると突出した型はないものの「墜落・転落」「飛来・落下」「激突され」「交通事故(道路)」で2人ずつ増加した。

死傷災害では前年から113人増加し、事故の型で見ると「転倒」が68人増加と突出している。また、前年死傷災害で多くを占めた「動作の反動・無理な動作」は25人増加し昨年からの増加傾向が続いている。

陸運業 死亡災害の概要(令和3年1月)

令和3年2月8日現在 速報
陸災防調べ

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
3年1月 29日	激突され	木材、竹材	男性	28	貨物自動車運 転者	5ヶ月	つり荷の 介添え 作業	木造住宅新築工事現場において、ユニック車で建築資材を運搬してきた被災者が、荷台上で構造用の面材(約縦300×横90×厚1cm)35枚の束(ラップで結束。重さ約350kg)をナイロンスリング2本を使用して13tラフテレーンクレーンのフックに玉掛けし、荷振れを抑えようとしていたところ、背部や頭部につり荷が激突して死亡した。
3年1月 23日	交通事故(道路)	トラック	男性	50		25年	4tトント ラックの 運転	4tトラックに乗りし、富山県内の国道を新潟県方面に走行していたところ、何らかの理由により、急ハンドルを切って、対向車線を越え、電柱に衝突した。相手はなく、単独の事故である。1/22の17時頃、奈良県を出発し、1/23の10:19～19:19までは事故現場近くで休憩していた。

災害発生 月日	事故の型	起因物	性別	年齢	職種	経験 期間	被災時の 作業内容	災害の概要
3年1月 23日	飛来、落 下	玉掛用 具	男性	48	運転者	3年	小型移 動式ク レーン を用いた 荷の移動	木造住宅新築工事現場において、被災者が単独で現場に搬入した建築資材（小屋束の束、重量：調査中）を積載型トラッククレーン（つり上げ荷重：2.93t、無線操作式）を用いて移動中、つり荷（小屋束の束）のバランスが崩れ、高さ約2.6mから落下し、その下敷きになった。
3年1月 18日	崩壊、倒 壊	荷姿の 物	男性	44	作業者・ 技能者	1ヶ月		最大積載量3tのアルミバン車を使用し、ドライバーと被災者の2名で宮崎市内の配達作業を行っていた。2軒目の配達終了後、被災者が荷台に乗り込み、積荷（化粧板を段ボールで包装した荷（185cm×93cm×3cm、重量19.3kg）×20口（重量386kg）が倒れないよう、押さえながら次の配達先まで走行し、到着後にドライバーが荷台のシャッターを開けたところ、積荷と荷台の隙間に倒れている被災者を発見した。
3年1月 15日	飛来、落 下	移動式 クレーン	男性	54	貨物自 動車運 転者	6ヶ月	資材の 運送及 び積み 卸し	建設現場に建築資材を搬入中、移動式クレーン（2.6t）で資材（木材約500kg）を移動していたところ、玉掛用ロープから木材がはずれて、つり荷の近くで移動式クレーンを操作（無線式）していた被災者の上に落下し、下敷きとなり死亡した。
3年1月 15日	交通事 故（道 路）	トラック	男性	73	貨物自 動車運 転者	40年	車両運 転	鈴鹿市稲生町の市道交差点で被災者が運転する大型トレーラーが対向車線側の歩行者用信号柱に激突・横転したもの。被災者は胸等を強く打ち、搬送先の病院で死亡した。（単独事故）
3年1月 14日	激突さ れ	クレーン	男性	54		25年	クレーン 作業	トレーラーの荷台に、建築用鉄骨2本の積み込み作業を行っていた。鉄骨（円筒形、長さ約12.2m、重量15.4t）の上に別の鉄骨（円筒形、長さ約4.7m、重量3.9t）を重ね積みした。被災者が傷防止用のシートを挟む為、橋形クレーンのリモコンを操作し上に積んだ鉄骨の片端を地切りしたところ、鉄骨がずり落ち振れて、荷台上にいた被災者に接触し、玉掛用チェーンが外れ、鉄骨と被災者が地上に落下し、骨盤部を挟まれた。
3年1月 7日	墜落、転 落	トラック	男性	66	貨物自 動車運 転者	20年	車両の 運転席 から降り ようとしていた	車庫にダンプトラックを停止させてドアを開け、運転席から降りようとしたところ、地面に墜落した。ダンプトラックの前方に向かって強風が吹いていた。
3年1月 7日	墜落、転 落	トラック	男性	71	運転者	45年	荷役作 業	被災者は、木製パレット（高さ2.0m）、を積載した4tトラック（ウイング車、トラック荷台から地上までの高さ1.05m）を運転し、奈良県から、配送先まで運搬した後、トラックから、パレットを卸す準備として、トラックのウイングを開け、当該パレット上に登り、置かれた緩衝材を地上に卸し終え、パレットから降りる途中、コンクリート地面に墜落した。

（注）内容については、後日、削除又は記載内容を修正する場合があります

【厚生労働省からのお知らせ】

「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に新コンテンツ追加

～トラック運転者の長時間労働改善に向けた「着荷主」向けの周知用動画を掲載しました～

厚生労働省は、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」に、新たなコンテンツとして、「着荷主」企業向けの周知用動画「今こそ始めてみませんか？トラック運転者のために、『着荷主』ができること。」を掲載しました。

内容は、着荷主企業・発荷主企業・トラック運送事業者が、トラック運転者の長時間労働改善のために「どのように協力しあい、具体的な取組を進め、それぞれがメリットを得ながら、問題を解決していくのか」を、ドラマ形式（アニメーション）で再現したものになっています。

■「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」

<https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>